付属資料 1 用語集

	用語	内容
あ	アウトリーチ	災害からの自立・生活再建の課題を抱えながらも自ら支援にアクセスできない被災者に対し、住居や仮設住宅等への訪問、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の仕組みづくり、当事者との関係づくりなどを行うことにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組。
	アセスメント	被災者の自立・生活再建に必要な支援を行うため、家族構成や 住家の被災状況、生業、金銭的課題その他住まいの再建に必要な 課題及び介護等の状況、病歴、服薬、その他日常生活上の留意事項 等に関する情報をもとに、被災者のニーズを把握し、自立・生活再 建に向けた支援の必要性について評価すること。
	応急仮設住宅	災害救助法に基づき、原則として、住家が全壊(全焼)又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに対して供与されるもの。「建設型応急住宅(プレハブや木造等)」、「賃貸型応急住宅(民間賃貸住宅)」、「その他適切な方法によるもの(トレーラーハウス等)」に分類される。
か	個別避難計画	災害対策基本法に基づき、市町村が作成する、高齢者や障害者など 自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等 のための計画。
2	災害ケースマネジメ	被災者一人ひとりの自立・生活再建に必要な支援方策や支援の
	ントケース会議	方向性について、行政と関係機関が連携して検討を行う会議。
	災害ケースマネジメ ント情報連携会議	市町村の関係部局の職員、地域支え合いセンター等の支援拠点の職員、関係機関等で、被災者支援の全体状況について情報共有を行うための会議。
	災害公営住宅	公営住宅法に基づき、一定の要件に該当する災害の場合に、災害により滅失した住居に居住していた低額所得者に賃貸する公営住宅。
	災害中間支援組織	中間支援組織とは、「市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援の資源の仲介、政策提言等を行う組織」と定義されている。中間支援組織自らがNPO等である場合もある。特に、被災地では、被災者支援に係る主体が多様化したことで、その活動の支援や組織間の調整を行う役割(=中間支援機能)が重要であり、災害中間支援組織は、「活動基盤の整備」「支援者・団体のコーディネート」等を担っている。
	災害ボランティアセン ター	近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に開設され、 ボランティアの力を借りて被災者支援や復旧・復興に向けた地域支援を行 うための拠点(市町村から要請を受けた社会福祉協議会により設置・運 営されることが多い。)。
	在宅避難者	様々な理由により避難所に滞在することができないため、ライフラインの止まった自宅もしくは損傷を受けた自宅で避難生活を おくる被災者。

	用語	内容
	支援記録	被災者への個別訪問等を実施した際に聞き取った内容やケース
		会議で決定した内容等、被災者の支援のために行ったことを記録
		したもの。
		「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基
		づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽
		減するための活動を行う組織。災害対策基本法においては、「住民
		の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村が
	宀→ 歴(((4□ 4帥	その充実に努めなければならない旨規定されている。
	自主防災組織 	平常時には、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練
		の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等を行
		い、災害時においては、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、
		住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動を行っ
		ている。
		社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団
		体(社会福祉法人)である。
		それぞれの都道府県、市区町村で、各種の福祉サービスや相談活動、
	社会福祉協議会	ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な
		取組から地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に
		取り組んでいる。災害時には各市区町村で災害ボランティアセンターを設
		置・運営する。
		社会福祉法に基づき、社会福祉関係の事業を一体のものとして実施す
	重層的支援体制整備事業	ることにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援
		体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一
		体的かつ重層的に整備する事業。
		本法に基づく各事業として、包括的相談支援事業、参加支援事業、地
		域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業
		等がある。
	住宅の応急修理	災害救助法に基づき、住宅が中規模半壊、半壊(半焼)、準半壊の
		いずれかの住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模
		な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(い
		わゆる大規模半壊)した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイ
		レ等日常生活に最小限度の部分を応急的に修理するもの。
	生活困窮者自立相談支援機関	生活困窮者自立支援制度については、生活困窮者自立支援法に基
		づき、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働によ
		る地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支
		給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子
		どもの学習・生活支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括
		的な事業を実施するものである。
		このうち、自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包
		括的に応ずる相談窓口となり、生活困窮者が抱えている課題を適切に評
		価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえて策定した「自立支援計
		画」に基づき支援するなど、包括的かつ継続的に相談支援を行うものであ

	用語	内容
		り、自立相談支援機関は、この事業を実施する中核的な機関としての役
		割を担っている。
た	地域支え合いセンタ - (被災者見守り・ 相談支援等事業)	被災者への見守り・相談支援(生活支援相談員等による個別訪問、見守り支援、各種支援制度の情報提供や地域コミュニティづくり等。)を行うための拠点として設置されるもの(市町村等から委託を受けた社会福祉協議会等の民間団体により運営されることが多い。また、名称も地域によって異なるが、「地域支え合いセンター」の名称で運営している場合が多い。)。
	地域福祉計画	社会福祉法に基づき、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」及び都道府県が策定する「都道府県地域福祉支援計画」からなる。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもの。
	地域包括支援セン ター	介護保険法に基づき、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の 支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療 の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア システムの構築に向けた中核的な機関として市町村が設置しているもの。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、都道府県及び市町村の防災会議が作成する計画であり、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。
は	伴走型支援	時間をかけてアセスメントを行い、課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援。伴走型支援は、その人の相談を幅広く受け止め、その人とつながり、関係性を育むことが重要。伴走型支援では被災者の主体性を尊重するとともに、被災者の抱える課題に応じ専門的な支援に「つなぎ」、新たな課題が発生した場合は、「つなぎ直し」を行うことにより継続的に支援を実施する。
	被災者生活再建支援金	被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により、居住する住宅が 全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相 互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を 支給する制度。 住宅の被害程度に応じて算出される基礎支援金と住宅の再建方法に 応じて算出される加算支援金が支給される。
	被災者台帳	災害対策基本法に基づき、被災者の支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するため、被災市町村が、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した台帳。
	避難行動要支援者 名簿	高齢者や障害者等の災害時に自ら避難することが困難な避難行動要 支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施する

	用語	内容
		ための基礎とする名簿。災害対策基本法において、市町村に作成が義務
		づけられている。
		名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居
		所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支
		援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項が記載等されている。
	保健医療福祉調整本部	大規模災害が発生した場合に、都道府県災害対策本部の下に、その
		災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うために設置される
		本部。従来、保健医療調整本部が設置されてきたが、保健・医療・福祉
		の連携の重要性の高まりを受け、令和4年7月発出の厚生労働省の通
		知により、保健医療福祉調整本部の設置が求められている。
		当該本部においては、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福
		祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分
		析等の保健医療福祉活動の総合調整が行われる。
ま		民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それ
	民生委員·児童委 員	ぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を
		行うことにより、社会福祉の増進に努めるものとされている。
		また、民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねており、地域の
		子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての
		不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。一部の児童委員は、
		児童福祉に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受け
5		│ 災害対策基本法に基づき、市町村の地域に係る災害が発生した │ │場合において、市町村長が交付する当該災害による被災の程度を │
		証明する書面。
	 罹災証明書	被害程度の区分は、住家の損害割合に応じて、全壊・大規模半
	惟火弧奶音	壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部損壊) の6つに区分される。
		〒1000 - 1000 -
		く活用されている。
N		「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」
	NPO	の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分
		配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法
		に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法
		人)」という。